

第 32 回 サステナビリティ基準委員会議事概要

I. 日 時 2024 年 3 月 4 日（月） 10 時 30 分～12 時 40 分、13 時 30 分～14 時 20 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

（審議事項）

- (1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発
- (2) 2024 年 3 月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）への対応
- (3) 委員会の運営について（非公開）

本サステナビリティ基準委員会は、一般の傍聴は Zoom ウェビナーを利用して実施した。

IV. 議事概要

（審議事項） IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発

(1) 「暫定合意のための意思確認」（審議事項 A1-2）

小西ディレクターより、次の事項について説明がなされ、審議が行われた。その後、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 14 条第 5 項に基づき、次の事項について、それぞれ意思確認が行われた。出席委員は 12 名であったため、5 分の 3 以上の多数にあたる 8 名以上の賛成により、暫定合意がなされることになる。

①	企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告期間がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と異なる場合の取扱い
②	温対法等に基づく温室効果ガス排出量の報告

① 企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告期間がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と異なる場合の取扱い

企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告期間がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と異なる場合の取扱いについて、意思確認が行われた。

その結果、企業が活動する法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告期間がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と異なる場合、審議事項 A1-2 に掲げた要件をすべて満たすときは、当該指標の報告期間を用いて当該指標について報告することができるとする案について、出席委員の 9 名が支持したため、当該案を公開草案における提案に含める旨の暫定合意がなされた。

② 温対法等に基づく温室効果ガス排出量の報告

温対法等に基づく温室効果ガス排出量の報告について、意思確認が行われた。

その結果、8 名以上の委員が支持する案はなかったものの、事務局から提示した 3 案のうち最も多数であった、温対法等に基づき測定した温室効果ガス排出量をサステナビ

リティ関連財務開示においても報告することを選択した場合、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いなければならないとしたうえで、温室効果ガス排出量の報告期間が当該企業のサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間から1年を超えて乖離している場合、審議事項 A1-2 に掲げた事項を開示しなければならないとする案を公開草案における提案に含めることとされた。

(2) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に関するその他の審議事項

小西ディレクターより、次の事項についてそれぞれ説明がなされ、審議が行われた。

- ① サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」の文案（審議事項 A1-3）
- ② サステナビリティ開示テーマ別基準「一般開示基準」の文案（審議事項 A1-4）
- ③ サステナビリティ開示テーマ別基準「気候関連開示基準」の文案（審議事項 A2-1）
- ④ 「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案（審議事項 A1-5）

(審議事項) 2024 年 3 月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) への対応

川西委員長より、2024 年 3 月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) への対応について説明がなされ、審議が行われた。

(審議事項) 委員会の運営について (非公開)

岩間 FASF 事務局長より、サステナビリティ基準委員会等運営規則に則り、サステナビリティ基準委員会の 2024 年度の事業計画案及び予算案の説明がなされた。審議の結果承認され、財務会計基準機構理事会に提出することとされた。

以 上